益城町告示第50号

益城町公私連携保育法人の指定に関する要綱を次のように定める。 令和6年3月21日

益城町長 西村 博則

益城町公私連携保育法人の指定に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条の8第1項の公私連携型保育所(以下「公私連携型保育所」という。)の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人(以下「公私連携保育法人」という。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

- 第2条 町長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、公募により、 その候補者を選定するものとする。ただし、緊急に公私連携保育法人を指定 しなければならないときその他町長が特に必要があると認めるときは、この 限りでない。
- 2 町長は、前項の公募を行う場合において、公私連携型保育所の運営を継続 的かつ安定的に行うために必要があると認めるときは、次条第1項の申請を するために必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の公募は、公私連携保育法人が行う保育の基準及び業務の範囲、前項の条件その他必要な事項を明示した募集要綱(以下「募集要綱」という。) を作成して行うものとする。

(申請及び審査等)

- 第3条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人は、益城町公私連携保育法人指定申請書(別記第1号様式)に必要書類を添付し、町長に対し、募集要綱に定める期日までに申請をするものとする。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、公私連携型保育所の運営を最も適切に行うことができると認められる法人を公私連携保育法人の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。
- (2) 公私連携型保育所を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。
- (3) 法第35条第5項各号に掲げる基準を満たしていること。
- (4) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)及び益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(令和元年益城町条例第21号)に定める基準を満たすことができること。
- (5) 前条第2項の条件を満たしていること。
- 3 前項の規定による選定は、書類審査及び面接審査により行うものとし、別 に定める手続により審査をするものとする。
- 4 町長は、前項の審査の結果について、書面により第1項の申請をした法人 に通知するものとする。
- 5 町長は、第1項の申請がなかったとき、又は第3項の審査において公私連携型保育所の運営を適切に行うことができると認められる法人がなかったときは、改めて募集要綱を作成し、前条第1項の公募を行うものとする。

(協定の締結)

- 第4条 町長は、公私連携保育法人の指定に当たっては、あらかじめ候補者と 法第56条の8第2項の協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。
- 2 協定の有効期間は、3年以上5年以下の範囲内において定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該候補者と協定を締結しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。
 - (1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。
 - (2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
 - (3) 経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。
 - (4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

(公私連携保育法人の指定)

- 第5条 町長は、協定の締結後、候補者を公私連携保育法人として指定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により公私連携保育法人の指定をするときは、その旨を告示し、益城町公私連携保育法人指定通知書(別記第2号様式)により、 当該指定をする法人に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、前条第3項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するときは、協定を解除し、候補者を公私連携保育法人として指定しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(候補者を指定しない場合の取扱い)

第6条 町長は、第4条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、第3条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た法人を新たに候補者として選定し、その旨を書面により当該法人に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人がないとき、又は候補者として適当であると認められる法人がないときは、町長は、改めて募集要綱を作成し、第2条第1項の公募を行うものとする。

(協定の更新等)

- 第7条 町長は、協定の有効期間が満了した場合において、当該協定の相手方である公私連携保育法人に係る業務の実績等の評価(次条第1項に規定する公私連携保育法人選考等委員会が同条第2項第2号の規定により行った評価をいう。)の結果が良好であると認めるときは、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、当該協定を更新することができる。
- 2 第4条第2項及び第5条各項の規定は、前項の規定により協定を更新する場合において準用する。この場合において、第5条第1項中「協定の締結後、候補者」とあるのは「協定の更新後、当該協定の相手方」と、同条第3項中「候補者を」とあるのは「当該協定の相手方」と、「当該候補者」とあるのは「当該協定の相手方」と読み替えるものとする。

(公私連携保育法人選考等委員会の設置)

- 第8条 第3条第3項の面接審査その他公私連携保育法人に関する事務を処理 するため、益城町公私連携保育法人選考等委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 公私連携保育法人の選考に関すること。
 - (2) 公私連携保育法人の業務の実績等の評価に関すること。
 - (3) 公私連携保育法人の指定の取消し等に関すること。
 - (4) 公私連携保育法人の選考等の手続に関すること。
 - (5) その他公私連携保育法人について、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第9条 委員会は、副町長及び課長の職にある者並びに職員のうちから町長が 指名する者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は副町長を、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第10条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。